

裁判所のデジタル化について (裁判所DXのグランドデザイン) (Ver1.0)

～デジタル時代の「新しい裁判所」を築いていくために～

令和4年5月 最高裁判所事務総局
デジタル推進室

本資料は、裁判所のデジタル化の必要性、目的（目指すもの）、基本的な考え方（コンセプトや留意事項）、各分野の検討状況など、裁判所のデジタル化の全体像（グランドデザイン）を示そうとするものである。施策の具体的内容については、今後、順次示していきたい。また、本資料は、現在の検討状況をまとめたものであり、今後の状況等に応じて、随時改定していく予定である。

1 デジタル化（D X）の必要性

➤ 裁判所がこれからも国民の信頼を得て、社会的使命を果たしていくため、社会のデジタル化の動きに対応して、裁判所全体のデジタル化を進めていく必要がある

○裁判所のデジタル化を進める必要性については、令和4年2月作成の「裁判所のデジタル化に向けて」に記載したとおり

○「対面・紙」から「オンライン・データ」への移行が急速に拡大し、業務や組織の改革（DX）も進められている社会のデジタル化に適切に対応する必要

◆社会のデジタル化が裁判所にどんな影響を与えるか？

◆デジタル技術を積極的に使って課題を解決し、裁判所の仕事や組織をより良いものにできないか？

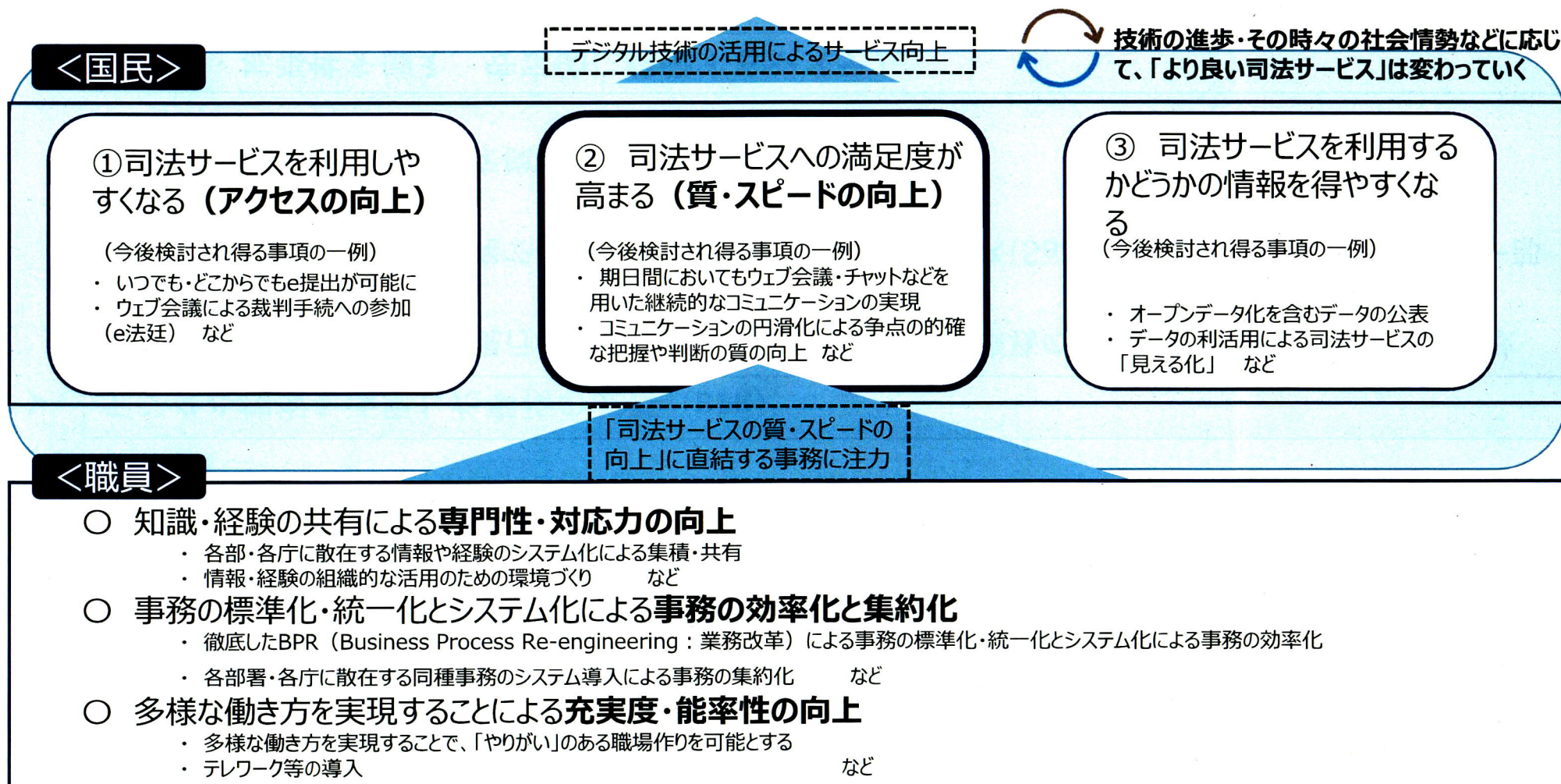
※DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは

経産省は「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義。

例えば、インターネット通販では、配送先や決済情報を登録すれば、1クリックで購入が完了するシステムが構築され、顧客の購入傾向を分析して近くの在庫を増やし迅速に配送する仕組み等がとられ、また、医療従事者が自由記述で記載したカルテをデータベース化し、AI分析で治療方針立案に役立てるサービスなども実現している。

2 デジタル化（D X）の目的

裁判所の社会的使命である「より良い司法サービス」の提供



3 デジタル化（D X）の基本的な考え方（その1）

➤ 利用者（国民・職員）の目線に立ち、実務や事務の実情を踏まえたデジタル化の推進

- ✓ 国民の利用のしやすさを徹底して追求、分かりやすく、使いやすいシステムを開発
- ✓ 執務の能率性向上のため、職員の利用しやすさにも十分配慮
- ✓ 実務や事務の実情にフィットしたデジタル施策を実施 ⇒最高裁と高地家簡裁との意見交換を充実

➤ デジタル技術を活用した事務の改善（BPR）

- ✓ システム化の前提として、現行の事務フローの合理性を検討、事務の標準化や合理化（BPR＝業務改革）が不可欠
- ✓ 裁判所独自のシステムの開発ではなく、市販のアプリ・サービス(SaaS)等の利用も検討（事務を一部変更）
- ✓ デジタル時代の新しい事務を検討

➤ 柔軟性・拡張性を備え、安定的に稼働するシステム

- ✓ 過度な作り込みをしないシンプルなシステム、柔軟性・拡張性に富んだ新しい開発手法
- ✓ 必要な機能に絞って開発し、安定的に稼働することを確認した上で、機能を拡張

3 デジタル化（D X）の基本的な考え方（その2）

➤ 「スモールスタート」と「トライアンドエラー」

- ✓ システムの試作段階で、一部の部署（パイロット庁）で試行・検証し、不具合を改善した上で、他の部署に展開し（スモールスタート）、より良いシステム開発や安定的稼働を目指す
 - ⇒ パイロット庁での試行・検証期間を十分に確保
 - 一部の部署は、システムの構想・設計段階から検討に参画
- ✓ 一度決定した方針であっても、実践してうまくいかなければ、柔軟に方針を変更（トライアンドエラー）



➤ 裁判所全体で一体的に取り組む必要

- ✓ デジタル化の必要性・目的とコンセプトを全職員で共有
- ✓ 最高裁と高家簡裁との間で直接的・実質的な意見交換を充実、開発側と利用側が対話しつつシステムを開発
- ✓ 若い世代からの意見を歓迎し、全職員の衆知を集めて、将来の裁判所を作っていく

4 デジタル化（D X）の全体像と主な課題

※ 現在検討中の内容であり、今後の状況の変化等に応じて変更されるものである。

◎ 裁判手続のデジタル化（IT化）

全職員と共に検討すべき最重要課題

- ◆ 審理運営・書記官事務の検討 ◆ 法・規則改正
- ◆ システム開発・展開 ◆ デジタル機器の整備

○ 司法行政の

デジタル化

- ◆ 事務の効率化・集約
- ◆ システムの方向性

○ デジタルインフラの最適化 ◆ システム共通基盤 ◆ ネットワーク

○ 情報セキュリティの確保 ◆ 新しいセキュリティの在り方



専門的知見の活用

インターネット、クラウドへの対応

○ 業務・組織の バージョンアップ

○ デジタル関連予算の 配分の最適化

○ デジタル人材の 確保・育成

4 デジタル化（D X）の全体像と主な課題

- 裁判手続のデジタル化（IT化）
（民事訴訟・非訟・刑事・家事・少年）
⇒ 裁判所の使命に直結する最重要課題

◎ 審理運営・書記官事務の検討 ◀ **中核課題**

- ◆ デジタル技術を活用したより良い審理運営・書記官事務
- ◆ デジタル化後の具体的な裁判事務の運用
- ◆ 移行期の事務処理（紙と電子の併存）

○ **法・規則改正**

- ◆ 法制面の検討
- ◆ 施行時期・経過措置

総合的・一体的
に検討する必要

○ **システム開発・展開**

- ◆ 各手続におけるシステムの開発・展開
- ◆ 現行システムの今後の方向性

○ **デジタル機器の整備**

- ◆ 手続等に必要な機器
- ◆ 法廷等の通信環境

➤ 民事訴訟手続のデジタル化（IT化）

○フェーズ1 《現行法下でのウェブ会議等を用いた争点整理（e 法廷）》

◆知財高裁・全地裁本庁で開始済み（R2.12まで）

◆全地裁支部・高裁に拡大予定（R4年度）、最高裁・簡裁への拡大を検討

○フェーズ2 《新法に基づく口頭弁論・争点整理等（e 法廷）》

◆ウェブ会議等を用いた双方不出頭の争点整理（R4年度）

◆ウェブ会議等を用いた口頭弁論（R5年度）

○フェーズ3 《オンライン提出、記録の電子化（e 提出・e 事件管理）》

◆現行法下での準備書面等の提出(mints)の開始（R4.4運用開始）、対象庁を順次拡大

◆新法下での訴状も含めたオンライン提出、記録の電子化（R7年度）

 フェーズ3での実務の運用を現段階から先取りし、試行することが重要

○民訴法等改正案が国会で成立済み

○事件管理、オンライン提出、記録電子化に対応するシステム(TreeeS)を開発中

◆手数料等の電子納付も実現

◆事件管理機能(RoootS)を1次開発(R5年度導入)、その余の機能を2次開発(R7年度導入)

➤ 民事非訟手続のデジタル化（IT化）

○民事非訟手続は多種多様であり、手続の性質等に応じて検討する必要

○ウェブ会議等の活用《民訴フェーズ1・2》

◆労働審判では開始済み

◆他の非訟事件についても、順次ウェブ会議の導入を検討

○オンライン提出、記録の電子化《民訴フェーズ3》

◆原則的にオンライン提出及び記録の電子化の対象となる方向だが、紙で提出された記録の電子化については、電子化の趣旨が妥当しない類型の事件では全面的な電子化の対象外とすること（一部を電子化しないこと）につき検討

○「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」の報告書が取りまとめられて、法制審で調査審議中（改正法案がR5に国会に提出される見込み）

○民事訴訟用のシステム(TreeS)をベースに開発することを検討

➤ 刑事手続のデジタル化（IT化）

○法務省検討会の報告書（R4.3取りまとめ済み）の概要

- ◆刑事手続（捜査・公判）で用いられる書類について、電子データとして作成・管理し、オンラインで発受することができるものとし、かつ、紙媒体による場合と同一の効力を有するものとする。
- ◆検察官・弁護人の公判前整理手続期日への出頭や被害者参加人の公判期日への出席等の一定の手続につき、手続の性質に応じた一定の要件の下でオンライン（非対面・遠隔）で行えるものとし、証人尋問をビデオリンク方式により実施できる場合を現行法よりも拡大する。

○検討会の検討結果を受けた更なる検討過程や、改正法案の国会提出時期・施行時期は未定

○システムの在り方を検討中

➤ 家裁の手続のデジタル化（IT化）

【人事訴訟・家事事件】

○ウェブ会議等の活用《民訴フェーズ1・2》

- ◆家事調停での試行開始（R3.12）、対象庁を順次拡大予定
- ◆人事訴訟は、民事訴訟と同様に、弁論準備や口頭弁論等での活用を予定
- ◆家事審判や調査官調査での活用も検討

○オンライン提出、記録の電子化《民訴フェーズ3》

- ◆人事訴訟は、民事訴訟と同様、オンライン提出及び記録の電子化の対象となる方向
- ◆家事事件は、オンライン提出の対象となり、記録も基本的に電子化する方向であるが、記録電子化の趣旨が妥当しない類型の事件では、当面の間、記録を全面的に電子化しない場合を設けることについて検討
- ◆現行法下でのオンライン提出についても検討

○IT化研究会の報告書が取りまとめられて、法制審で調査審議中（改正法案がR5に国会に提出される見込み）

○民事訴訟用のシステム(TreeeS)をベースに開発することを検討

【少年事件】

○基本的には刑事手続のデジタル化の検討状況及び少年審判手続の特質を踏まえ検討

➤ 司法行政事務のデジタル化（IT化）

○政府共通システムの利用

- ◆司法行政事務は行政府省の事務と共通又は類似するものが多く、政府共通システムの利用を積極的に検討、司法行政文書の電子化も検討
- ◆会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム（ELGA）
- ◆新しい電子決裁システム（EASY、公文書の電子化・電子決裁を促進）
- ◆人事異動通知書の電子交付（人給システム） など

○その他

- ◆電子データによる文書開示の検討
- ◆協議会等におけるウェブ会議の活用を検討（内容等に応じて）
- ◆裁判官研修・司法修習・職員研修のデジタル化（内容等に応じてウェブ会議等の活用を検討）
- ◆テレワーク環境の整備

➤ コミュニケーションツール

○新たなコミュニケーションツールの在り方

- ◆組織内の情報提供・共有を促進するグループウェア、メール、ウェブ会議等を含め、今後のコミュニケーションツールの在り方を総合的に検討
- ◆現行のJ・NETポータルを発展させて裁判所内の情報共有を充実、各種システムとの連携も検討
- ◆テレワーク等への対応

➤ デジタル化施策の例

※現段階で考えられる施策の例を示したものであり、このとおり実現されるとは限らない。

①行政機関等におけるコミュニケーションツールの導入例

- ◆職員向けポータルサイト⇒掲示板、データベース等から執務に必要な情報を取得
各部署のサイトも容易に作成、コンテンツの自由度も高い
- ◆ウェブ会議
- ◆チャット／メッセージ⇒様々なグループ間・職員間で簡易・迅速なコミュニケーション
や情報共有
- ◆スケジュール管理、会議室予約
- ◆その他、事務処理を効率化するための様々な機能（ワークフロー、アンケート等）
⇒ワークフロー機能による電子決裁、各種申請の処理
- ◆テレワークへの対応
- ◆ペーパーレスの促進 ⇒会議資料等の電子化等
- ◆各種システムとの連携（別途のログインは不要）

※ 参考（以下の事例は、いずれもHP上で公開されているものであり、URLを末尾に記載した。）

◆総務省（<https://www.desknets.com/neo/casestudy/5008/>）

グループウェアを導入し、ポータル・スケジュール管理・設備予約・文書管理等の機能を活用

◆茨城県庁（<https://garoon.cybozu.co.jp/mtcontents/cases/ibaraki/>）

グループウェアを導入し、スケジュール管理、掲示板やメッセージ機能、ワークフローなどを活用。業務のオンライン化によりテレワーク導入も円滑に行われた。

◆独立行政法人国際協力機構（JICA）

（<https://customers.microsoft.com/ja-jp/story/1386922966182318430-japan-international-cooperation-agency-government-microsoft-365-ja-japan>）

チャットやウェブ会議といったコミュニケーションツールを導入。併せて、スケジュール機能やファイル共有機能などを活用することで、リモートワークの環境を構築。

➤ デジタル化施策の例

②考えられるシステムの機能の例

- ◆申立等の支援⇒申立の種類（プルダウンメニューで選択）ごとにフォームを設け、必要事項を入力するよう支援、必要事項が入力されていない場合にその旨を注意喚起
- ◆事件管理等との連携⇒当事者が入力した住所・氏名・法人名等の情報がそのまま事件管理等に取り込まれる仕様（職員による再度入力は不要）
- ◆当事者から提出された証拠のうち裁判官が選択したものをタグ付けし、容易に検索・閲覧できるようにする
- ◆定型的な裁判では、裁判官が裁判内容をプルダウンメニューから選択してクリックすることで裁判内容を決定
- ◆手数料・保管金や統計に関するシステムとの連携

③ペーパーレスの促進

- ◆紙による決裁・回覧から電子決裁・データでの周知への移行
- ◆会議資料の電子化（印刷せずにディスプレイに投影）
- ◆ファイル共有による文書の修正
⇒デジタル時代にふさわしい事務の在り方にシフト
紙資源の節約、印刷経費等の抑制



5 参考

➤ DXについて

- ・ 経済産業省「DXレポート～ITシステム「2025年の崖」克服とDXの本格的な展開～」

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_transformation/20180907_report.html

- ・ 経済産業省「DXレポート2」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201228004/20201228004.html>

- ・ 経済産業省「DXレポート2.1（DXレポート2追補版）」

<https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210831005/20210831005.html>

➤ 行政官庁におけるペーパーレス化等の取組について

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/office_kaikaku/index.html